

# 平成22年度税制改正 所得税・法人税関係

来年度の税制改正が決まったようですが、  
主な改正点を教えてください。



民主党政権になって初めての税制改正大綱が、平成21年12月22日に発表されました。税制改正「大綱」とは、来年度の税制について定められた「改正案」のことで、例年のケースでは、3月の国会の審議を経て、そのままの形で「法律（税法）」になります。今回は、所得税と法人税の主な改正点について説明します。

## 1 所得税関係

### (1) 扶養控除の見直し

年少部分（15歳以下）の扶養控除については廃止する。16歳以上18歳以下の扶養控除については、上乗せ部分（25万円）を廃止する。

### (2) 少額上場株式等にかかる配当所得および譲渡所得の非課税規定の創設

平成24年から26年において、「非課税口座」（20歳以上の人が一定の手続きで証券会社等に開設）にある取得価額1年あたり100万円までの上場株式等に係る配当および譲渡は、口座開設年から10年内の年末までのものについては、一定の要件で所得税を課さない。

### (3) 生命保険料控除の改正

平成24年1月1日以後に加入する介護保険、医療保険について、上限4万円の所得控除を創設する。

同日以後に加入する生命保険は、一般、年金いずれの所得控除も上限を4万円（現状5万円）とし、合計12万円を上限とする。

平成23年までに加入した生命保険の、一般、年金いずれの所得控除は、所得控除の上限を5万円のままとする。

### (4) 寄付金控除の適用の拡大

平成22年から、寄付金控除の適用下限を2,000円（現行5,000円）に引き下げる。

### (5) マイホームの譲渡所得の特例の2年間延長

以下の特例について、平成23年12月末まで延長する。

- ① マイホームの買換え、交換の課税の特例を、譲渡価額2億円以下であることを要件として延長する。
- ② マイホームの譲渡損失（買換えするものと、買換え不要で一

定要件のものいずれも）を3年間の繰越控除できる特例について延長する。

### (6) 子ども手当、高校の実質無償化の非課税

いずれも所得税を課さない。

## 2 法人税関係

### (1) 租税特別措置法の延長、拡充（主なもの）

- ① 中小企業投資促進税制の適用期限を2年延長する。
- ② 中小企業者等の少額減価償却資産（1点30万円未満）の取得価額の損金算入の特例の適用期限を2年延長する。
- ③ 中小企業等基盤強化税制を拡充し、資本金1億円以下の法人による仮装化ソフトウェア等の含む情報基盤強化設備等の取得に係る措置を追加する。
- ④ 試験研究費の増加額に係る税額控除（増加型）または平均売上金額の10%を超える試験研究費に係る税額控除（高水準型）を選択適用できる制度の適用期限を2年延長する。

### (2) 特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入規定の廃止

いわゆる「一人オーナー会社」の役員給与の損金不算入規定（社長の給与所得控除額相当が法人税の課税対象）が、平成22年4月1日以降に終了する事業年度から廃止される。

### (3) 100%グループ法人間の譲渡取引の課税の特例

100%グループ法人の間で、含み損益がある資産の譲渡を行った場合、その損益を繰り延べ、グループ外へ譲渡されるときに計上する制度を創設する。

なお、マニフェストに記載があった次の点については、今回は改正が行われませんでした。

- ・ 中小企業の軽減税率の引き下げ〔所得800万円以下の部分の税率18%（現行）→11%〕